

## パブリック・コメント等の意見検討結果一覧表

(案名：いわていきいきプラン(2024～2026) (中間案))

番号	意見	決定への反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
1	<p>(各論第1章第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進) P46【介護予防・生活支援】 【介護予防・生活支援】 記載順番の修正 (修正後)●身体能力低下・・・⇒3 番目に移動 ●生活支援は・・・⇒4 番目に移動 〔理由〕 「介護予防」が先に書かれてあるのなら、詳細内容もその順で記載すべき。</p>	D(参考)	<p>当該箇所の記載内容については、「〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアマネジメントと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の資料からの抜粋であることから、現行どおりとしますが、趣旨は今後の取組や記載にあたり参考とさせていただきます。</p>	P48
2	<p>(各論第1章第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進) P46【介護予防・生活支援】 ●の1 つめに加えていただきたい。 介護予防においては、自身が自立した生活が営めるよう健康な身体を保持増進するために、必要な栄養の確保による低栄養予防、軽運動の継続等、健康寿命の延伸にむけた積極的な行動をすすめたい。 〔理由〕 「介護予防」は周りからの支援の前に、本人の自立が優先されるものであり、それを支える健康体を育てる栄養等の重要性を記載しました。</p>	D(参考)	<p>当該箇所の記載内容については、「〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアマネジメントと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の資料からの抜粋であることから、現行どおりとしますが、趣旨は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	P48
3	<p>(第1章第2 在宅医療と介護の連携推進) P59【課題】 【課題】 ○の2 番目 ○要介護高齢者が医療機関から自宅や介護施設等に移行した後も、適切な栄養管理が継続できるよう、医療・介護に携わる多職種間で、食形態や栄養情報を共有する必要があります。 ⇒(修正後) 要介護者が医療機関から自宅や介護施設等に移行した後も、適切な栄養管理が継続できるよう、医療・介護に携わる多職種間で、食形態の知識や栄養情報を共有し安全かつ安定した食事の提供を行い、支援していくことが必要です。 〔理由〕 栄養情報を共有するだけでは支援が進みません。関係者が食形態の知識を得ること。その上で、安全で安定した食事の提供を行うことが重要です。</p>	C(趣旨同一)	<p>食形態の情報共有を行う際には知識についても共有されるものであること、安全で安定した食事の提供については食形態と栄養情報の共有により各事業者や各家庭等において提供されるものであることから、現行どおりとします。</p>	P61

番号	意見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
4	<p>（各論第1章第2 在宅医療と介護の連携推進） P59【今後の取組】 【今後の取組】 ○の4番目 ○安全で適切な栄養管理のもと、要介護高齢者に対し摂食嚥下機能に対応した食事を提供できるよう、医療・介護に携わる多職種間による食形態の統一化や、栄養情報の共有、食生活改善ボランティア等と一体となった食支援の取組を推進します。</p> <p>⇒（修正後）安全で適切な栄養管理のもと、要介護高齢者個々の咀嚼嚥下機能に対応した食事を提供できるよう、県内全体で食形態の統一化を図り、多職種間による栄養情報の共有、食生活改善ボランティア等と一体となった食支援の取組を推進します。</p> <p>〔理由〕 要介護高齢者の咀嚼嚥下機能は個体差が大きいため、個々の身体状況に応じた食事の提供が必要です。食形態の統一は施設、地域全体で取り組むものなので、県内全体としました。 ★栄養士会では、「岩手県食形態分類標準化推進事業」を構築し、県内病院、高齢者施設等 340 施設の嚥下調整食を標準化し『栄養管理情報提供書』による食の連携パスを進めています。（長寿社会課所管のいきいき岩手支援財団助成）</p>	C（趣旨同一）	<p>国では「高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査」（H29.1）等、「摂食嚥下」を使用していること、また、多職種間における食形態の統一化については、現在の記載内容でも同様の趣旨であることから現行どおりの記載とします。</p>	P61
5	<p>（各論第1章第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進） P62【現状】 介護予防事業を実施する市町村の保健師等のマンパワーや・・・ ⇒（修正後）介護予防事業を実施する市町村、管理栄養士等のマンパワーや・・・ 〔理由〕 本県市町村には、112 人(R5.4.1 現在)の管理栄養士・栄養士が配置されており、配置率 100%で全国 1 位です。健康栄養と介護予防を主軸とした業務を進めていることから、ぜひ加筆をお願いしたい。</p>	C（趣旨同一）	<p>市町村で介護予防事業を担当する専門職は、保健師が主となっていることから、保健師を代表として記載しています。その他の職種については「等」でまとめて記載しており、趣旨は同様と考えており、現行どおりの記載とします。</p>	P65

番号	意見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
6	<p>（各論第1章第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進） 64P【今後の取組】 【今後の取組】 ○の 8 番目 口腔機能の低下や低栄養等により生活の質や心身機能が低下するリスクが高まることから、介護予防に資する体操と併せて、歯科医師や歯科衛生士、管理栄養士等と連携した適切な口腔健康管理や栄養状態の改善に向けたケアマネジメントの取組を促進します。 ⇒(修正後)口腔衛生 〔理由〕 一般的に、「口腔健康管理」とはいいません。「口腔衛生」又は「口腔ケア」です。その後に「ケアマネジメント」が記載されているので、「ケア」が重複しないように、ここは「衛生」でいいと思う。</p>	C(趣旨同一)	<p>日本歯科医師会において、「口腔衛生管理」や「口腔ケア」を含む包含した広義の概念として「口腔健康管理」と整理（公益社団法人日本歯科医師会「2040年を見据えた歯科ビジョン」、令和2年10月）しており、県で策定している他の計画においても同様の記載とされていることから、本計画においても「口腔健康管理」と記載しております。 そのため趣旨は同様であることから、現行どおりの記載とします。</p>	P67
7	<p>（各論第4章第2 被災高齢者等の生きがいづくりや健康づくりへの支援） P148【課題】 【課題】 ○の 2 つ目に入れてください ○被災高齢者が居住する復興住宅は市街地から遠距離に有るため、日々の食材の購入が難しく、必要な栄養が取れていない高齢者が多くいます。 【今後の取組み】 ○の 3 つ目に入れてください。 ○生活に必要な食料等を被災高齢者に届けるため、買い物ボランティア育成や移動販売車の販路促進等を支援します。 〔理由〕 東日本大震災津波復興に係る委員会でもお話していますが、“買い物難民”が多く、少量の食料、又は偏った食事により、基礎疾患悪化のリスクが増えています。本人の知識習得とともに食環境の整備を進める必要があると思います。</p>	D(参考)	<p>移動が困難な高齢者を対象とした買い物代行や同行・移動支援（付添い等）等のサービスについては、市町村が介護予防・日常生活支援総合事業により、実施することが可能となっています。 県では、当該事業を行う市町村に対し、介護保険事業である地域支援事業交付金を交付しているところであり、引き続き、財政支援を行っていきます。 いただいた御意見については、具体的な施策に係るものであることから、関係部局とも情報共有し、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>	P149
8	<p>【中間案全体について】 ○ 経済産業省は2025年、2030年に向けて、「企業経営と介護両立支援」いわゆるビジネスケアラーへの諸課題への対応に向けた検討会を11月から開催している。 については、この諸課題の解決に向け、関係部署と連携を図り、「ヤングケアラー」や「ダブルケア」等の複合的課題に位置付けることも必要と思われる。</p>	D(参考)	<p>仕事と介護の両立については、厚生労働省においてもこれまで介護離職ゼロを掲げて取り組んできたところであり、経済産業省の取組は、それに関連するものであると認識しています。 経済産業省は、仕事をしながら家族の介護に従事するビジネスケアラー発生に伴う諸課題への対応として、令和5年度中に企業における両立支援の取組を促すガイドラインを策定するほか、様々な対応策を進めていくこととしており、家族介護支援の一環として、県としても関係部局と連携しながら取り組んでいきます。</p>	

番号	意見	決定への反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
9	<p>【中間案全体について】</p> <p>○ 現プランにはある西暦表記がなくなった。これは記載の仕方ということで様々な考え方があると思うが、プランを読むに当たり地域包括ケアの節目の年である2025年、2040年などとの比較や介護保険制度がスタートした2000年(平成12年)との比較を行う場合には、西暦があったほうが分かりやすい。</p>	B(一部反映)	御意見のとおり2025年と2040年の他、各年の比較を行っている箇所には西暦も追記しました。	
10	<p>【(中間案)の概要】</p> <p>○ 中間案の概要は一読して「今後の取組」がある程度わかる、またはイメージできることが大切と考える。今回中間案の概要については新たな取組を中心に記載しているが、中間案本文に記載のあるキーワードが見当たらず、イメージが難しい項目もあるように感じる。ついては、「介護ロボットとICTの活用」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」などの文言の追記を検討してはどうか。</p>	A(全部反映)	いただいた御意見のとおり、今後作成する普及用の概要版に反映させることとします。	
11	<p>(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上) P93</p> <p>○ 公表制度の存在と公表システムの活用メリットを県民に周知するため、今後の取組で、「県の広報媒体等を活用する」とともに、「その充実について国に働きかけます。」と記載しているが、介護情報の公表システムは、県民に広く知られているとは言えず、毎月のアクセス件数が数千件とほぼ変わらないのは、介護事業に関わる一部の関係者のみが使用しているものと思料される。県の広報媒体等をフル活用し周知に努めていただきたい。</p> <p>また、公表システムの年度更新に当たり、リリース時期(年次処理が可能となる時期)が遅く、しかも毎年時期が一定ではない。県の情報公表計画は、年度末までに全ての事業所等の情報を公表することとしているため、リリース時期が遅くなると事業に大きな支障を来す。厚労省が事業所情報を毎年同じ時期に公表することとしている以上、リリース時期が遅れることのないよう厚労省に要望していただきたい。</p>	D(参考)	<p>当該制度については、県ホームページへの掲載を行うとともに、各広域振興局等を通じて集団指導や実地指導等の機会に周知を行っており、今後も制度の周知に努めて参ります。</p> <p>システムリリース時期の均一化については、機会を捉えて厚生労働省に働きかけていきます。</p>	P95
12	<p>(各論第2章第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上) P93</p> <p>○ 【今後の取組】2つ目の○の文章「…ケアプランを作成する介護支援専門員からの協力が得られるよう配慮します。」との記載だが、具体的な対応があるのであれば記載した方が良くと思われる。</p>	D(参考)	<p>介護サービス情報公表制度の活用については、市町村を通じて、居宅介護支援事業所への周知を行っているところです。</p> <p>インターネットを使い慣れていない方でも、容易に情報入手し活用することができるよう、引き続き介護支援専門員からの協力が得られるよう働きかけていきます。</p>	P95
13	<p>(各論第3章第1 普及啓発及び本人発信支援) P113、114、115、129</p> <p>○ 「認知症キャラバン・メイト」の記載を「キャラバン・メイト」に変更してはどうか。</p>	A(全部反映)	認知症とともに生きる社会づくりの章に記載しているため、御意見のとおり修正しました。	P114ほか

番号	意見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
14	<p>（各論第3章第1 普及啓発及び本人発信支援） P116 ○ 【課題】 1つ目の○の文章 「認知症に対するイメージを変え」と記載しているが、何かから何に変えるのか詳しく記載したほうがイメージしやすいのではないかと。</p>	A(全部反映)	<p>いただいた御意見のほか、国の「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」（令和5年12月25日）における取りまとめ内容を踏まえて修正しました。 【修正前】 認知症に対するイメージを変え、認知症になっても希望をもって暮らすことができるよう本人が発信する機会を積極的に作る必要があります。 【修正後】 ○認知症の人が「自分は認知症である」と安心してオープンに言える社会・地域づくりが必要です。 ○例えば、認知症は誰もがなり得る自分ごとであること等の新しい認知症観を広め、認知症になっても希望をもって暮らすことができるよう本人が発信する機会を積極的に作る必要があります。</p>	P117
15	<p>（各論第3章第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援） P126 ○ 【課題】と【今後の取組】の記載内容が重複している。</p>	A(全部反映)	<p>いただいた御意見のとおり修正しました。</p>	P127
16	<p>（各論第3章第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援） P127 5施策の目標 ○ 3認知症介護指導者養成研修修了者数（累計）について、今後2人ずつの養成を考えているが、高齢化、離職、協力不可等の理由により、研修等に協力できる指導者は、養成者数の半数以下になっている。この実態を踏まえ、認知症ケアの充実のために1年あたりの養成者数の増員が必要と考える。併せて活動の促進のためにも、県の登録管理及びフォローアップが必要と思われる。</p>	D(参考)	<p>近年の受講申込者が2名以下であることを踏まえ、県として最低限養成したい人数として2名としたところです。 指導者の方々へのフォローアップについては、認知症介護研究・研修仙台センターが開催する認知症介護指導者フォローアップ研修の受講費用（2名分）を県で負担することとしています。 なお、指導者の登録・管理につきましては、指導者に対し異動等の事由が生じた際の報告等の協力を依頼するなど、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	P132
17	<p>（各論第4章第1 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進） P138 ○ 表中「1岩手県民長寿体育祭及び文化祭参加者数（合算）」のR4年度（現状値）＝1,443人の「現状値」とはいつ時点を指しているのか。（他の表についても同様） R4年度実績人数は、1,704人。</p>	F(その他)	<p>担当部局に確認したところ、現状値については令和4年度末のデータとなっており、岩手県民長寿体育祭及び文化祭参加者数の内訳は、体育祭1,175人、文化祭268人の計1,443人となっております。なお、文化祭の一つであるシルバー作品展は、作品点数をカウントしており、一般来場者数は含めておりません。</p>	P139

番号	意見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
18	<p>（各論） 「前期計画の総括」の記述内容（P42 をはじめ各章の冒頭） 「前期計画の総括」の大半は、単に「何々が必要である」という簡単な内容の記述にとどまっているが、前期計画の総括である以上、前期計画では、どのような方向の下、何にどう取り組み、どんな成果が上がったのか、あるいは計画どおり進まなかったのか、その要因は何か、といった内容も盛り込むべきではないか。 また、数値目標（成果指標）を設定しているのであれば、その達成状況にも言及し、未達の場合は、その要因を探るべきではないか。 県が策定した第2期復興推進プランでは、第1期プランの総括として、取組の進捗状況を取りまとめており、いきいきプランにおいてもこうした検証を行い、その上で、次期プランの策定につなげるべきではないか。</p>	C（趣旨同一）	<p>前期計画の取組実績については、数値目標の進捗も含めて毎年度開催している、県の高齢者福祉・介護保険推進協議会において報告し御意見をいただいております。次期プランはそれらを踏まえながら策定を進めています。 総括の記載については、次期プランで取り組むべき事項のみを記載しているところです。また、成果については、現状の記載内容と重なることから記載していないものです。</p>	P44ほか
19	<p>（各論） 「施策の目標」の設定 各所で「施策の目標」として、数値目標を設定しているが、その内容に不適当なものなどが散見されるのではないか。</p> <p>(1) 「住民主体の通いの場の参加率北海道・東北順位」(P69) 北海道東北各県での順位を指標としているが、このような他者の動向に依存する相対的な数値を指標をすることは不適ではないか（本県の参加率が低調のまま推移しても、他道県がより低調な数値であれば、相対的に本県の順位が上がることになり、真の姿を現したものと異なる）。</p>	D（参考）	<p>通いの場のように高齢者が集って共に体操を行うことと介護予防の関連性については研究によって明らかになっているところですが、具体的に通いの場の参加率が何%になると効果が出るというようなエビデンスは現在のところありません。 したがってエビデンスに基づく絶対的な数値での評価が現状難しいため、当該指標においては、北海道・東北という気候や文化が類似した地域との比較により、介護予防の取組の広がりや評価を評価していきたいという趣旨で設定しています。 なお、御意見は今後の指標設定の参考とさせていただきます。</p>	P71
20	<p>（各論） 「施策の目標」の設定 各所で「施策の目標」として、数値目標を設定しているが、その内容に不適当なものなどが散見されるのではないか。</p> <p>(2) 「各年度の数値」を指標としているものと「経年の累計値」を指標としてもものの相違（例えば、P102、P117、P131、P145など多数） 各所の指標において、それぞれ増嵩させる数値を掲げているが、同類の項目であるにも関わらず、単年度の数値としているもの、累計の数値としているものが混在している。これらは、一見、その設定の考え方の相違が判然としないように見受けられるが、どう整理されているのか。 （例えば、「要介護者認定調査員研修等の受講者数」(P102)、「認知症サポーター養成数」「認知症理解促進セミナー参加者数」(P117)は単年度の養成数等を数値目標としており、一方、「認知症推進員促進研修修了者数」(P127)、「オレンジチャーター養成者数」(P131)は累計値を数値目標として掲げているが、これら両者の考え方の相違が判然としない。これ以外にも、こうした例が各所に見られる）。</p>	D（参考）	<p>例えば「要介護者認定調査員研修、介護認定審査委員会委員研修及び主治医研修会の受講者数」や「認知症サポーター養成数」、「認知症に人や家族の視点から認知症への理解を促進するためのセミナー参加者数」については、資質向上や理解促進に向けて、毎年でも研修等を受講することが求められる研修等については各年度の数値を目標数値としています。 一方「認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数（累計）」は当該推進員全員が研修を必ず1回受講することを目標としているほか、「オレンジチャーター養成者数（累計）」はオレンジチャーターの資格を取得することを目標としており、推進員全員の受講や資格の取得など、複数回の受講等の必要がない研修等については経年の累計値を目標数値としています。</p>	

番号	意見	決定への反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
21	<p>「施策の目標」の設定 各所で「施策の目標」として、数値目標を設定しているが、その内容に不適当なものなどが散見されるのではないか。</p> <p>(3) 第2章「第2介護基盤の整備・充実とサービスの向上」の施策目標は、「感染症対応力の向上をを図る研修会の開催」の1項目のみとなっているが(P97)、この項の目標とする(成果を図る)指標を複数設定すべきではないか。その前の「第1介護人材の確保等」に関しては、6つの目標が設定されており(P79)、第2は明らかに事足りていないのではないか。</p>	D(参考)	<p>介護基盤の整備等は、市町村(保険者)が設定するサービス種別毎の見込量に基づき行われており、当該見込量が整備等の目標の役割を果たしています。</p> <p>なお、次期プランにおいては、これまでのコロナ対応時に生じた教訓・課題を踏まえて感染症対応力の向上を図る研修の開催を盛り込んだことから、新たに指標として設定したものです。</p>	P99
22	<p>「現状」の記述内容</p> <p>各所の記述において、全国レベルの内容のみの記述にとどまっているものなどが散見されており、「現状」以後の「課題」「今後の取組」への論理がつながるよう、本県の状況の加筆などを要するのではないか。</p> <p>(1) 「現状」の記述が全国のみであり、本県の現状が不詳(P128、P91など)</p> <p>ア 「全国の認知症等の行方不明者数は・・・」(P128)との記述にとどまっており、本県の状況が不詳である。このプランは、県レベルの計画なのであり、本県の実情に即した「課題」を明らかにし、そのための「取組」を定めるためには、本県の現状の把握が欠かせないはずである。</p> <p>「全国では、有料老人ホームの定員が634,395人・・・」(P108)などの記述も同じ。</p> <p>イ アと同じように、「全国では、介護サービス事業所における虐待、身体拘束等の不適切な介護サービスの提供、不正な請求などにより指定取消し等となる事業者があります。」(P91)というように全国の動向の記述にとどまっているが、近年、本県でもこうした例が出現し大きく取り上げられたのは記憶に新しいところであり、その実名を伏せるにしても、事実を事実として言及する必要があるのではないか。</p> <p>現行の記述は、あたかも他人事であるように捉えているとしか感じられない。</p>	B(一部反映)	<p>(1)アについては、御意見のとおり、認知症又はその疑いによる行方不明者数と有料老人ホーム等の定員数等について、県内の状況を記載しました。</p> <p>イについては、県内の指定取消処分は、平成28年度を最後に生じていないため、全国の状況を記載しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	P129 P111

番号	意見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
23	<p>(各論)  (2) 「現状」の記述が定量的なものと定性的なもの両極が混在（例えばP47とP103、P74など多数）  「現状」の記述では、「65歳以上高齢者単独世帯が、62,424世帯（令和2年国勢調査）となっており…」(P47)のように定量的な内容のものが多数を占めているが、一方で「居宅において養護を受けることができない高齢者や・・・が多くなっています」(P103)のように定性的な記述にとどまるものも散見されている。感覚的な推測ではなく確たるエビデンスを基に記述しているものであれば、これらは同レベルでの定量的な記述とすべきではないか。</p> <p>また、エビデンスを示した記述においては、上述のように「高齢者世帯は62,454世帯（令和2年国勢調査）」というものと「令和3年介護サービス施設・事業所調査によると、ステーション数は121事業所」というようにエビデンスの出所の記述ぶりが混在し（二通り）、通じて読むにつけ違和感を覚えるものであり、これら書きぶりは統一したほうがより良いのではないか。</p>	D(参考)	<p>公表データがあるものについては、そのデータと出典を記載していますが、国の資料からの抜粋や、市町村や関係機関等からの調査の結果等、明確な根拠を示せない場合には定性的な記述としています。</p> <p>また、データの出典の記載方法については、記載部分の記述に合わせて記載しているため、現行どおりとします。</p> <p>いただいた御意見も参考にしながら、書きぶりを統一するなど、引き続き分かりやすい記載に努めます。</p>	
24	<p>(各論)  4意図するところが不詳であるものなど記述からは意図するところが判然としない、文章・各項の構成が整理されていないように思われるものが散見されており、改めて全体を精査すべきではないか。そのほんの一例を挙げると次のようなものが見受けられる。</p> <p>ア「・・・職員の資質向上を図るため、・・・研修等の充実を図上、職員の対応能力の向上を図ります。」(P53)、「整合性を図る必要があることから、・・・整合性の確保を図っています。」(P87)</p> <p>イ「住まいの安全確保」の「現状」(P105)では、冒頭「高齢者単身者等の世帯の増加が見込まれる」ことを記述し、次いで「年々高齢者は増加」といった類の記述が続き、その後に「高齢者単独世帯は、62,424世帯（令和2年国勢調査）」というようになっているが、説明の順序として適当なのか。</p> <p>また、この項では、「います」「おります」というように書きぶりの不統一感が否めないものとなっている。</p>	B(一部反映)	<p>アについては、いただいた御意見を踏まえ一部修正しました。</p> <p>また、イについて、文章の末尾は「います」に統一しますが、その他は説明の都合上、現行どおりとします。</p>	P55 P107

番号	意 見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
25	<p>(各論) 5 文言の用例</p> <p>(1) 次の文言はそれぞれ意味が異なるものであるが、その意図するところを表現した適切な用法となっているものなのか（適切に使い分けしているのか。）</p> <p>ア 「推進」と「促進」(P35、P59、P104 など) イ 「習得」と「修了」(P50、P72、P77など) ウ 「助言」と「技術的助言」(P64とP92など多数) エ 「支援する」「一層進める」「より一層支援する」(P129、P141など多数) ※強弱の程度が三段階に分かれている。</p>	D(参考)	<p>「推進」は県が直接実施するもの、「促進」は県が直接実施するものではないもの、として整理しています。</p> <p>「習得」は技術の習得、「修了」はカリキュラムに則った研修会の修了などを指しています。</p> <p>「助言」は一般的に多用しますが、「技術的助言」は国の通知等に記載されている文言であり、国の文書の引用している部分などに使用しています。</p> <p>「支援する」については、これまでの取組状況や文脈から使い分けしています。</p> <p>なお、いただいた御意見も参考にしながら、引き続き分かりやすい記載に努めます。</p>	
26	<p>(各論) (2) 意味あって使い分けしているものではないと見受けられる文言が相当数に上っており、これらは、統一して用いるべきではないか。</p> <p>ア 「00人」と「00名」(P27など多数) イ 「00ごと」と「00毎」(P28など多数) ウ 「さらなる」と「更なる」(P34とP37など) エ 「活かす」と「生かす」(P34とP37など多数) オ 「00等」と「00など」(P36とP37など多数) カ 「00現在」と「00時点」(P25とP47など多数) キ 「00部局」「00担当部署」と「00担当部」(P86、P101、P107など)</p>	B(一部反映)	最終案に向けて、あえて使い分けをしている箇所を除き、表記を統一しました。	
27	<p>(各論) 6 記述の適否</p> <p>ア 「令和元年の「医療保険制度の・・・一部を改正する法律」の施行により」(P63)となっているが、同法の施行は令和元年で正当なのか。</p>	A(全部反映)	御指摘のとおり誤解を招く表記でしたので、「「医療保険制度の・・・一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されたことにより」と修正しました。	P66
28	<p>(各論) 6 記述の適否</p> <p>イ 「交付件数は延べ約8,560件」(P76)、「本県では約2,807人」(P77)となっているが、特に後者のように人数の最小単位で記しているものに対し、おおよその数を表現する「約」を冠するのは適当なのか。</p>	A(全部反映)	御指摘のとおり修正しました。	P79 P80

番号	意見	決定への反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
29	<p>(各論) 6 記述の適否</p> <p>ウ 「台風災害第10号」(P84)となっており、おそらく岩泉町内の高齢者グループホームが被災した平成10年の台風第10号を指しているものと推察するが、台風名の表記として適切なのか（一般的には、「平成10年(の)台風第10号」と言い表されているものではないか）。</p> <p>時の起点を言い表すのに「より」「から」が混在しているが、誤用である「より」は修正すべきではないか(P25など多数)</p>	B(一部反映)	<p>近年台風災害が多発していることを踏まえ、特定の台風災害を示さず「台風災害」に修正しました。 また、御指摘の通り「より」を「から」に修正しました。</p>	P87 P26ほか
30	<p>(総論)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間案P.8について、これから高齢者が増える市町村と減る市町村が分かれる。圏域ごとのデータではなく、市町村ごとのデータを示してもらえると、より現状が分かるのではないかと。そうすると市町村ごとの取り組みについても理解が深まる。特に一部広域行政事務組合だと、組合が保険者となっているので、構成市町村のデータが示されていない。独自にデータを入手してほしい。</li> <li>・高齢者だけのデータになっているが、今の1番の問題は生産年齢人口の減少により公費負担が増えていること。できれば、生産年齢人口や前後期に分けた高齢者人口等のデータを示していただきたい。</li> </ul>	B(一部反映)	<p>8ページの「市町村別高齢者人口及び高齢化率」の表に、後期高齢者の人数と後期高齢者の割合を掲載しました。 その他、市町村ごとのデータについては、各市町村とデータの整合性を図る必要が生じることから、プランへの掲載は困難であります。</p>	P8
31	<p>(各論 第3章第1 普及啓発及び本人発信支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症について、認知症サポーターの養成数は多いが、実際にサポーターとしての活動をしている数は少ないのではないかと。活動している方の人数を示してほしい。</li> </ul>	D(参考)	<p>認知症サポーター養成数は、講座を受けた人数の累計値です。そのため、例えば同一人物が3回受講した場合、養成数は3名とカウントされます。 また、認知症サポーターについては、サポーターの名簿や活動状況を把握する資料等は作成されていないため、実人員のほか、実際にサポーターとして活動をしている人数を把握することは困難ですが、御意見の趣旨を参考にし、サポーターの活動の拡大や充実に繋がるよう取組を進めます。</p>	P115
32	<p>(各論 第3章第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レカネマブについて、年間何人投与しているか調査してほしい。</li> </ul>	D(参考)	<p>レカネマブについては、認知症の新たな治療薬であり、国内でも投薬が始まったところと承知しています。国等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ情報提供等について検討してまいります。</p>	

番号	意 見	決定への 反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
33	（各論 第3章第1 普及啓発及び本人発信支援） ・実際に認知症サポーターとして活動をしている人数の把握について、矢巾町は認知症サポーターがチームオレンジとして組織して活躍している方等がいる。そのような方の人数を把握する方法もあるのではないかと思う。	D(参考)	現時点では、チームオレンジの組織数のみの把握とすることから、今後の参考とさせていただきます。	
34	（各論 第1章第2 在宅医療と介護の連携推進） ・医介連携について、在宅での多死社会となるためACPが今後重要と becoming.	D(参考)	今後の取組の参考にさせていただきます。	
35	（各論 第4章第1 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進） ・アクティブシニアの活用や就労支援が今後キーとなるのではないかと考えている。	D(参考)	働く意欲のあるアクティブシニアが介護の現場で活躍できるよう、未経験者を対象とした研修等や職場体験等の活用を促進します。また、働き方の選択肢や体調やスキルにあった業務内容などについて、好事例を参考にするなど研究を進めます。	
36	（各論 第1章第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進） ・介護予防について、アクティブシニアの支援という考えも大事にしてほしい。	D(参考)	今後の取組の参考にさせていただきます。	
37	（各論 第3章第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援） P128 ・認知症について、行方不明になった際の早期発見のための仕組みづくり、SOSのネットワークづくりに取り組んでほしい。	D(参考)	認知症SOSネットワークについては、市町村で取り組んでおり、好事例を横展開するなど、市町村の取組を支援していきます。	P131
38	（各論） 訪問看護 ・人材確保策 ・奥州市の訪問看護利用率が低いことに関し、介護サービス利用にかかる周知についてお願いしたい。（利用控え。）	D(参考)	介護サービス利用に係る調整については、各市町村の地域包括支援センターや、各市町村が指定する居宅介護支援事業所において行うこととなりますので、いただいた御意見について、機会をとらえて各市町村にお伝えいたします。	
39	（各論） 訪問看護 ・研修内容の対象者について ・報酬が上がらないのに研修を受講する。となると、受講についても負担になってくる。 また、作業療法士会からの連絡は流れてくるが、それ以外の情報は意外と来ないものなので、それ以外の研修情報などが得られるようにしてほしい。	D(参考)	いただいた御意見について、看護師を対象とした研修事業を実施している医療政策室と共有し、今後の事業実施にあたり参考とさせていただきます。	

番号	意見	決定への反映状況	検討結果（県の考え方）	最終案
40	（各論 第1章第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進） P69 地域リハの指標について、間違っているのではないかと。	A(全部反映)	御指摘のとおり修正しました。 誤) 65歳以上75歳未満高齢者の要介護認定率 正) 75歳以上85歳未満高齢者の要介護認定率	P71
41	（各論 第3章第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援） P131 認知症サポーター活動する場を有する市町村数が、現状から比べて目標値が高すぎるのではないかと。 これに関連して、県の方で更に何か取組を行う予定はあるのか。	D(参考)	国の認知症施策推進大綱において、令和7年度までに全市町村にチームオレンジを設置することが明記されており、それを参考にした目標設定としているものです。	P132
42	（各論 第1章第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進） P50 地域包括支援センターの職員の確保に関して、当圏域では専門職が少なからず確保することが難しい。市町村を支援する、という記載はあるが、県として人材確保策として何かしていただけないかと。 リハビリの専門職もいないため、確保が難しい。	D(参考)	人材確保については、他の自治体の取組や好事例を情報収集し情報提供を行うとともに、地域包括支援センター職員の対応力の向上に向けた研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。 また、介護予防事業へのリハビリテーション専門職等の参画という観点からは、地域リハビリテーション広域支援センターの活用による専門職の派遣制度が活用できます。	P52

区分	内容
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	A・B・Dの対応いずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

区分	件数
A(全部反映)	7
B(一部反映)	6
C(趣旨同一)	5
D(参考)	23
E(対応困難)	0
F(その他)	1